

3 令和7年度6月補正予算(追加提案分)の概要

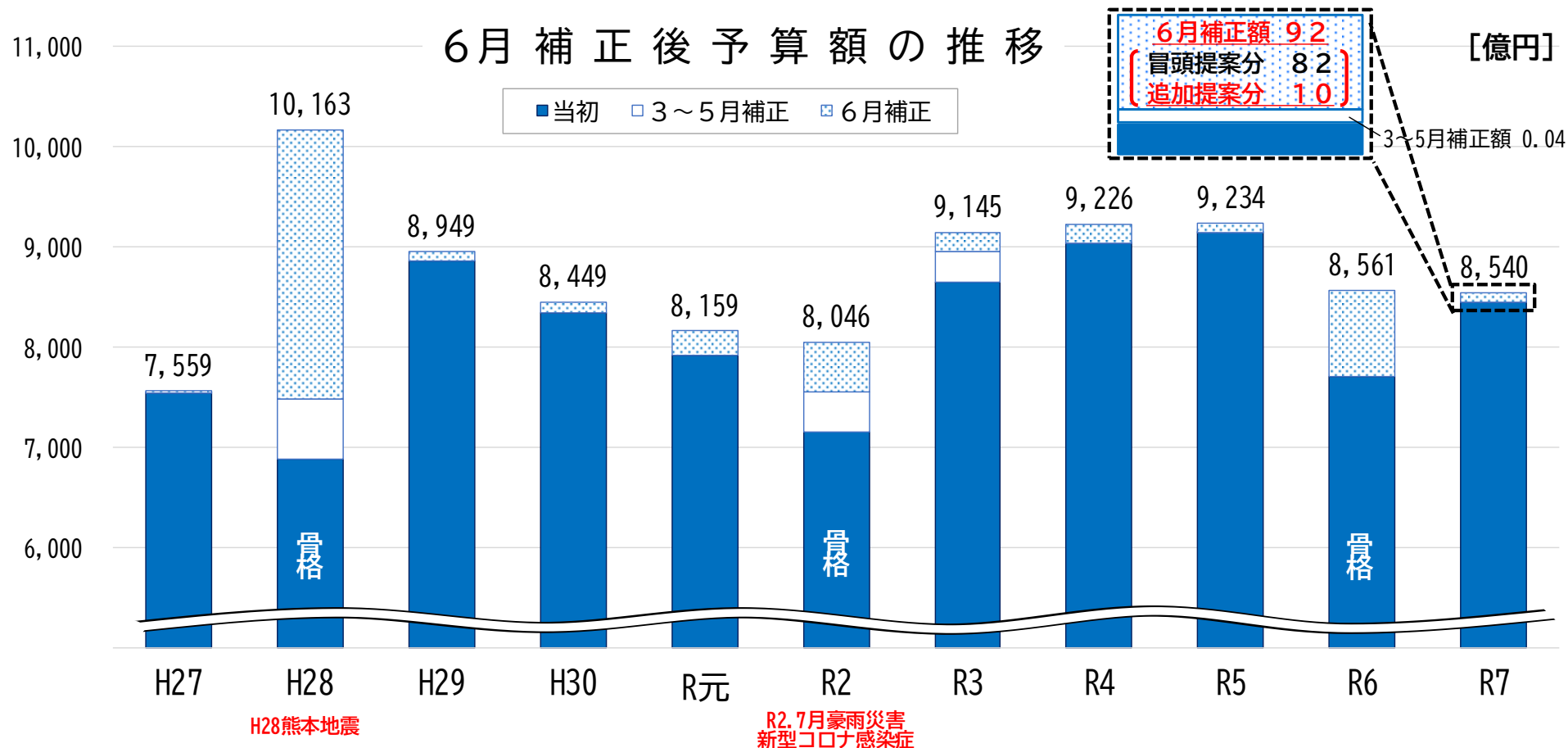
【補正規模】

(単位：百万円)

・ 現計予算額	844,800(①)
・ 6月補正予算額(冒頭提案分)	8,204(②)
・ 6月補正予算額(追加提案分)	1,030(③)
6月補正後予算額(①+②+③)	854,034

(③の財源内訳) 国庫支出金 1,030(※)
※うち重点支援交付金 1,005

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある



4 令和7年度6月補正(追加提案分)に係る主な事業

予算額10億30百万円(-)

※()内の計数は一般財源。以下同じ

- 国の「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」に基づく地域の実情に応じた生活者・事業者への支援に必要な事業について、補正予算を計上

(内容) ★…個別資料あり

I 地域の実情に応じた支援

10億5百万円(-)

1 エネルギー価格高騰に対する支援 ★

10億円 (-)

2 農林水産事業者への支援 ★

5百万円 (-)

II その他

25百万円(-)

1 農林水産事業者への支援 ★

25百万円 (-)

I-1 エネルギー価格高騰に対する支援

【地域の実情に応じた支援】

予算額10億円（－）

エネルギー価格高騰対策生活者緊急支援事業〔消防保安課〕

エネルギー価格高騰対策緊急支援事業〔エネルギー政策課〕

- 令和5年度に国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象となっていないLPガス使用世帯、LPガス利用事業者及び特別高圧利用事業者に対して県が支援制度を創設
- 今回、米国関税措置を受けた緊急対応パッケージに基づく国の事業（対象期間：令和7年7～9月）と期間を合わせ、引き続き事業を継続することで、エネルギー価格高騰の影響の緩和を図る

1 LPガスを利用する生活者への緊急支援

市町村が単独事業として実施するLPガス使用世帯の負担軽減につながる事業について、対象事業費の1/2を補助

- 全体事業費：9億22百万円（県事業費：4億61百万円）
- 負担割合：県1/2 **重点支援交付金**、市町村1/2
- 事業内容：LPガスを利用する1世帯当たり2,000円を支援
- 事業主体：市町村
- 事業期間：令和7年度

支援スキーム



【これまでの支援と今回の比較】

	対象世帯	支援額	支援規模	支援期間
令和5年度6補	約45.2万世帯	6,000円 (県:3,000円、市町村:3,000円)	約32.6億円 (事務費含む)	R5.1～9 (9か月間)
令和5年度12補	約45.2万世帯	4,000円 (県:2,000円、市町村:2,000円)	約23.6億円 (事務費含む)	R5.10～R6.4 (7か月間)
令和6年度2補	約43.9万世帯	5,000円 (県:2,500円、市町村:2,500円)	約26.5億円 (事務費含む)	R6.8～10、R7.1～3 (6か月間)
今回事業	約41.1万世帯	2,000円 (県:1,000円、市町村:1,000円)	約9.2億円 (事務費含む)	R7.7～9 (3か月間)

※平均的家計における負担増:

令和5年度6補 : (価格上昇具合) 74.6円/㎡ × (月平均使用量) 9.1㎡ = (負担増) 約679円/月

令和5年度12補 : (価格上昇具合) 65.3円/㎡ × (月平均使用量) 9.1㎡ = (負担増) 約594円/月

令和6年度2補 : (価格上昇具合) 94.3円/㎡ × (月平均使用量) 9.1㎡ = (負担増) 約858円/月

今回 : (価格上昇具合) 99.7円/㎡ × (月平均使用量) 9.1㎡ = (負担増) 約907円/月

2 LPガスを利用する事業者への緊急支援

県内のLPガス利用事業者に対し、定額又は使用量に応じた支援を実施

- 全体事業費：1億74百万円 ○負担割合：県10/10 **重点支援交付金**

- 事業内容：1事業者あたり4,000円を支援

※但し、高圧ガス保安法に基づく貯蔵施設（3t以上）の許可及び届出事業者は、毎月の使用量に0.8円/㎡を乗じた額を支援

- 実施主体：県 ○事業期間：令和7年度

【これまでの支援と今回の比較】

	事業者数	支援額	支援規模	支援期間
令和5年度9補	約2万5千件 47件	40,000円 使用量×3.0円	約11億円 (事務費含む)	R5.1～9 (9か月間)
令和5年度12補		15,000円 使用量×1.5円	約4億円 (事務費含む)	R5.10～R6.4 (7か月間)
令和6年度2補		10,000円 使用量×1.5円(8～10月)、使用量×0.8円(1～3月)	約3億円 (事務費含む)	R6.8～10、R7.1～3 (6か月間)
今回事業	同上	4,000円 使用量×0.8円	約2億円 (事務費含む)	R7.7～9 (3か月間)

※各行下段は高圧ガス保安法に基づく貯蔵施設（3t以上）の届出を行う事業者

3 特別高圧受電契約事業者への緊急支援

県内の特別高圧受電契約事業者に対し、使用量に応じた支援を実施

- 全体事業費：3億65百万円 ○負担割合：県10/10 **重点支援交付金**

- 事業内容：電気使用量に0.5～0.6円を乗じた額を支援

- 実施主体：県 ○事業期間：令和7年度

【これまでの支援と今回の比較】

	事業者数※	支援額	支援規模	支援期間
令和5年度9補	約140件	1.8円/kWh	約31億円	R5.1～9 (9か月間)
令和5年度12補		0.9円/kWh	約14億円	R5.10～R6.4 (7か月間)
令和6年度2補		1.0円/kWh(8～9月)、0.7円/kWh(10月) 0.7円/kWh(1～2月)、0.4円/kWh(3月)	約10億円	R6.8～10、R7.1～3 (6か月間)
今回事業	同上	0.5円/kWh(7、9月)、0.6円/kWh(8月)	約4億円	R7.7～9 (3か月間)

※経産省・資源エネルギー庁データより推計

I-2、II-1 農林水産事業者への支援

【地域の実情に応じた支援】 【その他】

予算額30百万円（－）

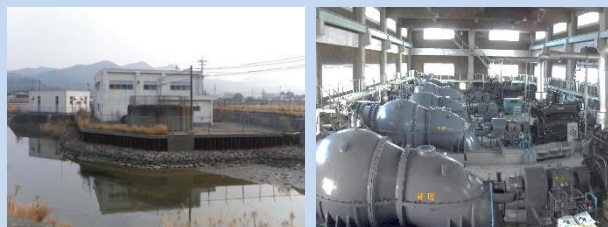
〔農地整備課〕

- 農業水利施設は、食料安全保障や国土保全、健全な水循環の維持・形成などに寄与しているが、維持管理費に占める電気料金等の割合が高いことから、施設管理者への影響が大きい
- 足元の影響を緩和し、農業水利施設の機能の安定的な発揮を図るため、電気料金等の高騰分の一部を支援する

<現状・課題>

- 電気料金等の高騰に伴い、農業水利施設の施設管理者の負担は増加
 - 維持管理費の負担増に伴い、運転回数の減など農業水利施設の機能の不安定化による農作物への影響や、経常賦課金の上昇による農家等の経営圧迫が懸念
- ▼
- 農業水利施設の機能を安定的に発揮させ、農業生産性の低下、農家の支出増加による経営圧迫を防ぐため、足元の影響を緩和させることが必要

農業水利施設（排水機場）の全景・内観



<事業概要>

- 全体事業費：46百万円（県事業費：30百万円）
- 事業内容：
 - (1) 農業水利施設省エネルギー化推進事業 36百万円（県事業費：25百万円）
省エネルギー化に取り組む施設管理者に対し、電気料金等の高騰分の7割を補助
 - 【支援対象施設】
 - ① 基幹水利施設管理事業又は水利施設管理強化事業の対象施設
 - ② 維持管理に占める電気料金等の割合が25%以上の施設管理者が管理する施設
 - (2) 農業水利施設電気料金高騰対策事業 10百万円（県事業費：5百万円）
土地改良区が管理する(1)の対象とならない農業水利施設の電気料金の高騰分の5割を補助
- 負担割合：(1)国7/10、市町村等3/10
(2)県1/2 **重点支援交付金**、土地改良区1/2
- 事業主体：(1)市町村、土地改良区等、(2)土地改良区
- 支援期間：(1)(2)令和7年6月1日から9月30日まで

<イメージ図>

